

平成30年余市町議会第2回定例会会議録（第2号）

開 議 午前10時00分
延 会 午後 2時08分

○招 集 年 月 日 余市町議会議員 18番 溝 口 賢 誇
平成30年6月19日（火曜日）

○招 集 の 場 所
余市町議事堂

○開 議
平成30年6月20日（水曜日）午前10時

○出 席 議 員 （17名）
余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫
余市町議会副議長 11番 白 川 栄美子
余市町議会議員 1番 野 呂 栄 二
" 2番 吉 田 豊
" 3番 辻 井 潤
" 4番 岸 本 好 且
" 5番 土 屋 美奈子
" 7番 近 藤 徹 哉
" 8番 吉 田 浩 一
" 9番 佐 藤 一 夫
" 10番 野 崎 奎 一
" 12番 庄 巖 龍
" 13番 安 久 莊一郎
" 14番 大 物 翔
" 15番 中 谷 栄 利
" 16番 藤 野 博 三
" 17番 茅 根 英 昭

○出 席 者

余 市 町 長 嶋 保
副 町 長 鍋 谷 慎 二
総 務 部 長 前 坂 伸 也
総 務 課 長 須 貝 達 哉
企 画 政 策 課 長 笹 山 浩 一
地 域 協 働 推 進 課 長 小 黒 雅 文
財 政 課 長 高 橋 伸 明
税 務 課 長 紺 谷 友 之
民 生 部 長 須 藤 明 彦
町 民 福 祉 課 長 上 村 友 成
高 齢 者 福 祉 課 長 増 田 豊 実
保 健 課 長 羽 生 満 広
環 境 対 策 課 長 秋 元 直 人
経 済 部 長 細 山 俊 樹
農 林 水 産 課 長 濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長 阿 部 弘 亨
建 設 水 道 部 長 久 保 宏
建 設 課 長 亀 尾 次 雄
ま ち づ くり 計 画 課 長 千 葉 雅 樹
下 水 道 課 長 庄 木 淳 一
水 道 課 長 渡 辺 郁 尚
会 計 管 理 者（併）会 計 課 長 山 本 金 五
農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 村 利 美
教 育 委 員 会 教 育 長 佐 々 木 隆
教 育 部 長 小 俣 芳 則
学 校 教 育 課 長 古 山 尚 志

○欠 席 議 員 （1名）

社会教育課長 奈良 論
選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長 中 島 豊

○事務局職員出席者

事務局 長 杉 本 雅 純
議事係 長 枝 村 潤
書 記 小 林 宥 斗

○議 事 日 程

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第 1 号 平成30年度余市町
一般会計補正予算(第3号)
- 第 3 議案第 2 号 平成30年度余市町
介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第 4 議案第 3 号 余市町税条例等の一
部を改正する条例案

開 議 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから平成30年余市町議会第2回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位4番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番(大物 翔君) 平成30年第2回定例会に当たり、さきに通告した質問1件について答弁を求めます。よろしくお願ひします。

件名は、自治基本条例施行と地域公共交通網形成計画についてです。昨年3月の定例会で町長は、地域公共交通活性化協議会を立ち上げ、本格実施

に向けた検討に着手すると説明があり、現在来年3月までを目途に基本計画策定に向けて動いています。所管の総務文教常任委員会には、協議会は次回で4回目、7月に行うと伺っています。計画策定までの期間は残り9カ月、今後1回ごとの会議がますます重要になろうかと思ひます。

生活圈、居住圏として余市町を見た場合、余市町民の生活の足、その実態はどうか。大都市に比べて公共交通網が脆弱であるがゆえに、多くの町民は自動車の運転がほぼ必須であり、自家用車の所有を前提にしなければ生活が難しく、高齢者の運転免許返上をちゅうちょさせているのではないかと考えます。他方で、若年世代を中心に所得低下や不安定な雇用環境もあり、自家用車を有せない世帯の増加も結果的として生活しがたいと言われるゆえんの一つではないでしょうか。全ての世代の現在と将来に大きな影響を与える問題です。

今町民は、協議会がどのような答申を行うのか、その答申を受けて町がどのような基本計画を打ち出していくのかを待ち望んでいると思ひます。他方で、それが真に住民参加型でつくられているのか、住民が深く関与した上でつくられるまちづくりなのかも極めて大切な問題です。

本年4月より自治基本条例が施行されました。町長は、昨年の自治基本条例の特別委員会において、これをつくり、生かすことで我々一人一人が変わっていくのだと並々ならぬ決意を語っておられました。嶋町長自身は、間もなく勇退されます。しかし、2期8年、町民が主人公のまちづくりを志向し続けてきた者として、この流れを町長1代で終わらせてはなりません。そのためにも今回の地域公共交通問題を一つの試金石とすべきではないでしょうか。計画段階からの住民の意識の醸成、途中経過も含めた情報の共有、意見の表明、町民の議論への参加、意思の疎通は欠かせないことです。そのための確認とよりよい計画が完成することを願ひ、以下伺ひます。

1つ、自治基本条例の施行に伴う現在の計画策定の進め方について。

2つ、次回協議会開催についての町民への周知や傍聴を促すことについて。

3つ、まちづくりを考える上で必要な現在と将来の地域別人口推計や実態に関する情報の協議会への提供について。

4つ、計画策定の上で外してはならない論点について。

5つ、町が現在最も優先すべきと想定する利用者は誰なのか。

6つ、敬老パスなど重要政策との関連について。

7つ、学識経験者を委員に加えて助言を受けることについて。

8つ、計画段階からの住民意識の醸成を図る手だてについて。

○町長（嶋 保君） 14番、大物議員の自治基本条例施行と地域公共交通網形成計画策定についてに関するご質問に答弁申し上げます。

初めに、自治基本条例の施行に伴う現在の計画策定の進め方についてのご質問でございます。自治基本条例では、町民はまちづくりの主体であるという原則に基づき、町政に参加することを基本としておりますが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律による法定協議会として設置されました余市町地域公共交通活性化協議会には、町民参加を推進するため必須委員のほかに余市町区会連合会を初め、余市町老人クラブ連合会、余市町女性団体連絡協議会、余市町身体障害者福祉協会などの皆様に構成員として参加していただき、協議検討を進めているところであり、あわせて地域公共交通を取り巻く現状や課題、問題点等について整理するための町民アンケート調査を実施するなど、広く町民の皆様からご提言、ご意見をいただいているところでございます。

次に、次回協議会開催についての町民への周知や傍聴についてに関するご質問でございます。町

民への周知につきましては、協議会の開催状況につきましてこれまでも町のホームページに掲載しておりますが、今後も継続して周知を図ってまいります。また、傍聴につきましては、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障を来す場合を除き、原則として公開する旨設置要綱において規定しております。

次に、現在と将来の地域別人口推計など情報の協議会への提供についてに関するご質問でございます。これまで協議会には、討議資料として余市町における地域公共交通の現状などの資料を提出しているところでございますが、ご質問の将来の人口推計の数値についても今後の交通体系のあり方や交通政策を検討する上で必要な要素であると考えておりますので、資料の提供について検討してまいりたいと考えております。

次に、計画策定の上で外してはならない論点についてと町が現在最も優先すべきと想定する利用者に関するご質問について、関連がございますので、あわせて答弁申し上げます。地域公共交通網形成計画策定に際し、全町的な公共交通網や運行形態等の現状と課題を整理し、本町におけるそれぞれの地域特性に応じた効果的、効率的な公共交通のあり方や方向性を議論することが重要であると考えており、優先すべき利用者として高齢者等の交通弱者はもとより、通勤、通学といった利用者全てにおいて検証を進めていく必要があるものと考えております。

次に、敬老パスなど重要政策との関連についてに関するご質問でございます。敬老パスなどは、公共交通の既存経路での利用となることが想定され、本町においてはどの程度効果が期待できるか未知数であり、公共交通のあり方の協議経過を見据えた中で検討してまいりたいと考えております。

次に、学識経験者を委員に加えて助言を受けることについてに関するご質問でございます。当協

議会では、多くの自治体の公共交通網形成計画の策定に携わっております国土交通省北海道運輸局の主席運輸企画専門官に委員となつていただき、専門的な助言をいただいているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、計画段階からの住民意識の醸成を図る手だてについてに関するご質問でございます。住民意識の醸成を図るため、今後においても公共交通の必要性やそのあり方等について町民の皆様きめ細かな情報を公開していくとともに、協議会の推移を見ながら、地域の実情に応じて地域との懇談の場を設けることも必要である、このように考えております。

○14番（大物 翔君） 今回実はどうして自治基本条例と公共交通の話と一緒にして質問という形で提出したのかと、その話を少ししたかったのもあるのですけれども、昨日のほかの議員の方とのやりとりを伺っていても、やっぱり一番町長にとって重要な公約だったのは自治基本条例だったのだと。それが昨年12月に成立をしたと。町長も繰り返しこれをつくったから何か起きるとかそんなような話ではなくて、これをつくって、それをみんなが意識しながらやっていくことで一人一人が変わっていくのだと。これは、何も職員のことだけではないと思うのです。町含めて全部のお話だと思うのですけれども、そうなったときに気になったのは、ここにいる方は恐らく特に自治基本条例に基づいて果たして今やっている自分たちの仕事、毎日の仕事は資するものなのかというのは常に自問自答されていると思うのです。私自身もそうですけれども、ただそれが200人から成る職員さん全員がその意識持っているかなと。まだ施行して2カ月。ほかの議論など聞いていても、いろいろな部分で手探りなのだというお話があったと思うのです。それはそのとおりだと思うのです。私自身も手探りですし、恐らく住民の方はもっと手探りなのだと思うのです。となってくると、今以

上にその辺を意識しながら仕事をしていかないと、何年かたつたときに結局あの条例つくつたのに何だったのだろうねというふうになってほしくない。あれだけ時間をかけてつくつたし、その上で議会のほうでも附帯意見はつきましたけれども、施行していったといういきさつもあったので。

先日総務文教常任委員会にお邪魔してましたら、こういう資料が提出されたのです。自治基本条例の解説という資料なのですけれども、これちょっと読ませていただいていたら、最初のページのほうで基本条例をつくったことによる効果というものが書かれています。町民、議会及び町による協働の推進だとか町職員の意識改革、あるいは基本的な町政運営の基本方針の継続と。その中で基本方針の継続というところで、今後町長や議会の構成が変わっても、本条例で町政運営の基本ルールを明文化することによって、継続的に協働のまちづくりに取り組む姿勢を確認することができます。つまりたとえ首長が交代しようとも、おいそれと方針を変えるわけにはいかないのだよ、たとえ定期的に議会選挙が行われたとしても、おいそれとこの精神を踏み外すようなことをやってはならぬのですよということをここで宣言しているのだと思うのです。ただ、そうは申しまして町長ご自身あと2カ月で引退されますので、次にどなたが首長になれるかは、もちろん私もわかりません。そうなった上で質問に順次続けて入っていくのですけれども、計画策定だとか組織のつくり方自体に私特に問題があると考えているわけではないのです。こういう仕組みでいくのであれば、ほかの質問にもつながってくることなのですけれども、ではその協議会に町としてはどんどん情報を出していくと、まず。その上で、協議会には区会の連合会の会長さんも入っていらっしゃいますから、あるいはいろいろな団体の方々が入っていると。まず、そこに情報を渡すと。その上で、受け取った人たちが自分たちの持ち場に帰っ

たときにそれに基づいて議論をするかどうかというのは、住民自治なり、団体自治の問題だと思うのです。ただ、問題なのは、そのときに悪意はなかったのだけれども、情報を提供しそびれてしまったばかりに、その情報があるのだったらちょっと議論の方向性変わったのだけれどもということにならないようにしてほしいなという。9月以降の協議会については、首長かわられますので、それぞれの首長の方針あるかと思うので、この資料は要るよ、要らないよという部分出てきてしまうと思うのです。だからこそ次の7月の協議会までにこれをつくって出すと。生かすか、生かさないかは皆さん次第という部分が出てしまうのだけれども、我々としては必要だと感じたので、これを出しましたというふうにしていくことで、共通の情報に基づいた議論を進めていく土台ができていくのではないかなと思うのです。

この問題って、例えば私黒川町に住んでいますけれども、黒川町の人に聞いて、どうだいと言って出てくるお話と沢町の方にどうだいと聞いて出てくる話と全く違うのです。例えば私の家って歩いて5分か10分でスーパーあるものですから、近所の人に買い物とか病院の足どうだいと言ったら、特に不自由していませんと言う人もいます。歩いて5分でスーパーあるし、ちょっと行けば協会病院線もあるから、本当にどうしようもなく困っているのだという話は余り聞こえてこなかったりもするのです。その辺を客観的に調べるために、私たちも今独自で調査やろうと準備はしているのですけれども。一方で、沢町の人为例えばどこか病院に行きたいのだと思ったときに、やっぱり出てくるのは大変だと思うのです、少なくとも私の家の近所に住んでいる人から比べたら。どこの病院に行くかはともかくとして。となってくると、ある地域の人の声が非常に強かったばかりに、全体のバランスを考えたときにちょっと引きずられていってしまうような議論になるとまず

いなというふうにも一方で思ったわけです。だから、客観的な情報を共通で出して、その上で、確かにこういう計画に最後なったけれども、何でと聞かれたときに両方の意見を聞かなかったわけではない、聞いた上で優先しなければいけないのはこっちだというものが住民の声としてもそうだし、客観的な情報から見てもそうだから、今回はこういう判断に至りましたというふうに説明できるようにしておかないとやっぱりまずいのではないかなと。特に町全体にかかわってくる、まちづくりそのものにかかわってくる問題なので、そこでこの町の中で不協和音が起きてもらってはならないという思いから、こういう質問をしていっているわけでございます。

次に、傍聴を促すという話だったのですけれども、ホームページには載っていると。それは大丈夫だと思うのですけれども、結局今動いているのだよという話になると、では今どこまで議論が進んでいるのだろうかというのは非常に関心が湧く話だと思うのです。まして一人一人の生活に深くかかわってくる問題なので。ホームページのほかに広報にもやりましたという結果はたしか載っていたかと思うのですけれども、この日やるからぜひ来てくださいという、そういうのは見たかなとちょっと記憶が曖昧だったものだから質問させてもらったのですけれども、知らなかったから行かなかったのではなくて、知っていたけれども、行かなかったのほうはまだいいと思うのです。それは、住んでいる人たちの選択の問題なので。ただ、町としては少なくともここまでのだけだけれども、残念ながら来てくれる方がいなかったのですよねというふうになれば、それは仕方ないよねという話になるし、あるいはもっと来たいと思わせるような仕掛けづくりってなかったのかねというふうに今度発展した議論ができると思うのです。

怖いなと思ったのが団体の方々も入っている一方で、そういう人と接触する機会を余り持ってい

ない人からすると情報がないわけなのです。ある日、気がついたら計画ができていました、ある日、気がついたら試験運行やっていたとなると、気がついたら終わっていましたとなると、地域に基づいたデータって結局誰にもとれないと思うのです。という意味では、おいでませ、おいでませという仕組みをつくっていかなければ別に行かないし、場合によっては公民館にみんなを集めてというのは難しいと思うので、基本条例の説明を区会単位でやることも考えていないわけではないのだという話が総務文教常任委員会でも出ていましたから、そういう形でやっていく。少しでもみんなに同じ情報がわたるように手を尽くす。そこに来た人は、きっと家に帰って次の日誰かにその話をすると思うのです。今町はこういうことやろうとしているよと、協議会はこういうことしようと思っているよと。そうやって話をしていくことで、疑問に思ったら恐らく役場なり、担当部署のほうに連絡が来ると思うのです、どうなっているのだいと。そのときにこうなっているのですと答えたり、あるいは家の近所でも気になっている人いっぱいいるから説明会開いてくれないかといえれば、ちょっと大変かもしれないけれども、行ってお話をするとか、こうやってコミュニケーションをとっていくことで時間もかかるし、ありふれたやり方かもしれないけれども、いろいろな認識の違いというもののすり合わせが図られていくのではないかなと。

よく私も聞いていてつらいなと思うのは、これを直してほしいというふうに役場に言っているのに直してくれない、一方であっちはばかり直しているみたいな声を聞いてしまうことがあるのです。よくよくそれって実際どうなのですかと担当者に聞いたら、そういうわけではなくて、こういう優先順位の中でこっちを先にやらなければまずいから、申しわけないけれども、こういうふうに予算を組んでやっているのだよというふうに説明を受

けて私は納得するのです。でも、住んでいる人には、私はその話ちゃんと伝えますけれども、やっぱりそういう優先順位の中でやっているのだよということすら今住民は知らないのです、予算ができた段階ではまだ、残念ながら。だから、そういう悲しいすれ違いが現に起きていると。それをずっと続けるのは嫌だなと。だからこそやっぱり基本条例に立ち返って、そうやって意を尽くしてやっていく仕掛けづくりをやっていく必要があるのではないかいということをお願いしたかったのです。

3番目の推計については、今似たような話を前段でいたしましたけれども、この解説の資料の中にも載っているのですけれども、解説資料によると21ページです。条例の26条の情報共有についての説明が、解説の欄なのですけれども、情報共有は町からの一方的な情報提供ではなく、町民からの情報発信があってこそ成り立ちますと。協働によるまちづくりを進めるために町民と町はまちづくりに関する情報を共有し、共通認識を持ってまちづくりを進めることが必要と考え、情報の共有について規定しますと。これなのですけれども、住民から情報を出していくよりも、そういう情報をこちらから出すことで議論していただいて、返してもらおうというやりとりがやっぱり不可欠だなというふうに考えております。

4番と5番の質問につきましては、関連があるという話で伺ったのですけれども、私もまず最優先は多分高齢者だろうなと。私とかだったらまだ車運転できますし、持っているから、行こうと思えばどこでも行けるけれども、免許返さなければいけない年になりつつあるのだという人からしたらというのを考えると、さりとて通勤、通学も忘れてはならないというのはおっしゃるとおりだと思います。ただ、であればこそやっぱり6番目の質問にかかわってくる敬老パス、本当は通勤、通学パスについても聞こうかなと思ったのですけれ

ども、今回は聞かないですけれども、の議論が必要になってくると思うのです。既存路線での利用が前提になろうかと思うのでというご答弁があったと思うのです。実は、私これを考えたときに、公共交通網をつくっていく中で、既存の路線のお客さんをアクセスできるようにしてあげて、利用増を図るというのは重要な視点だと思うのです。例えば今JRの路線の廃線問題いろいろなところで議論されていますけれども、JR北海道は要は企業としてやった場合に収支が立たないから撤退したいのだと、もしくは違う方法を考えたいのだということを繰り返してきてきたわけではないのですか。そういう中で、例えば我々は函館本線残してくれと言っている立場ですし、そのとおりのだけけれども、当然JRからしたら解決済みの問題だと言ってみたり、利用客がと言ってみたり、いろいろな理由をつけて断ろうとしている。いやいや、違うのだよと。自前で公共交通網をつくって人の行き来を円滑にした結果、JRの駅舎満杯ではないかと。いつもすし詰め列車ではないかと。乗降客調べてごらんくださいと。3,000人いますよというふうになれば、まだ向こうだって話を聞かざるを得ない状況にだんだんくなっていくという部分が出てくると思うのです。極端な言い方すれば、もうからないから手放したいというのがJRの本音なのではないかというふうに私は思いたくもなってしまうものですから、状況をみずからつくり上げることによって残してほしいものを残していくための政策というものにもこれは反映できるものだし、まして我が町が今進めようとしているワイン、ブドウ、リンゴ、ニンジンもそうですけれども、今メイン商品はお酒というカテゴリにだんだんなりつつあると思うのです、中核商品の一つとして。であれば、なかなか自家用車では来れない。バスもあるけれども、鉄道もというふうになったときに、高速もありますけれども、そのときにやっぱり全部の路線が残っててもらわ

ないと我が町のまちづくりとして困るわけではないのですか。

ちなみに、小樽市でやっている敬老パス、これは70歳以上の方向けにやっているのですけれども、対象になる方が平成28年度決算時点で約3万5,000人なのです。実際に申し込みして交付受けている人は2万1,000人なので、大体6割なのです。では、事業費として幾らかかっているかというのを決算ベースで見ると1億5,000万円なのです。2万1,000人に対してやって1億5,000万円。あれだけバス網が発達している小樽市でやって。2万1,000人といったら余市の人口超えているのです、赤ちゃんから高齢者まで。となると、単純な積算はできないのですけれども、そう考えていけば、私はやってほしいと思う立場だけれども、やるか、やらないかを検討する上で現実的な数字に基づいた議論ってできてくるのではないかなと。

あと、せっかくなつくったのになかなか乗ってもらえないとなると、やっぱり悲しいではないですか。つくった以上は使っていただきたい。それによってみんなの生活がより豊かになっていただきたいと思うのが我々一人一人の感覚なのではないかなと思うので、ここは代がわりしますとどうなるかは町長自身も責任は持てないかとは思いますがけれども、少なくとも残される職員の皆さんにおかれましては、ぜひともこれはおため置きいただきたいなと考えております。

学識者に関しましては、かなりの専門家の方が加わっていらっしゃるという話だったので、これについてはわかりました。

8番目に関しては、先ほどさらに申し上げた部分もありましたので、改めて問うことはございませんけれども、場合によっては特別広報みたいなものを出すのもありかなと思ったりもしています。この点を踏まえて、再度見解伺いたいと思います。

○町長（嶋 保君） 14番、大物議員の再度の

ご質問に答弁をさせていただきます。

質問多岐にわたってございますので、若干答弁漏れ等ありましたら後ほど指摘をいただきたいと思っております。

まず、自治基本条例とのかかわりでございますが、昨日も答弁させていただきました。私この自治基本条例に対する思いという部分は、私の公約という中で策定委員会に策定をいただき、そしてまた附帯意見をつけていただきながら議会の非常に大きなご理解をいただいて可決をしていただいたという部分で、私の思いとしてもかなり重い思いがこの部分についてはございます。そういった意味では、可決をいただき本当に感謝申し上げるところでございます。ですから、そういった附帯意見をつけてまで可決をいただいたという中では、これを生きた条例にしていかなければならないという部分の強いところでございまして、おっしゃるとおり、番外だけではなくて200人からの職員がこれをまちづくりのしっかりとした基本ベースとして、これに基づいていろいろな行政運営をしていかなければならないという改めてこの周知につきましては組織内、そしてまた町民に対する説明、さらにはいろいろな部分のセミナー等を含めてやっていかなければならないという部分は持っているところでございます。

それと、情報の部分でございます。共有、公開という部分、協働という部分がいろいろな中に出てきますけれども、今まではそういった協働という言葉を使いながら、情報の共有が本当にできていたか。一緒にやるとなればやはり同じ土俵、情報も行政だけがほとんど持って、例えば協働でやりましょう、住民の皆さん、参加してくださいというだけでは、そこにしっかりとした情報が行っていたかという部分では少なかった部分もあるのかなど。そういった中で、これから一緒になって協働のまちづくりという中では、しっかりと情報を提供しなければ議論になっていかないというふう

に思っているところでございます。そういった中では、情報の共有というところにしっかりと情報提供していかなければならないというふうに考えているところでございます。

それと、地域との部分、話し合いの部分でございます。これは、個々の地域によって状況が違っていると、これは議員今おっしゃられたとおりだというふうに私も思っております。極端な話、沢町地区と栄町地区と一緒にそこで協議しても、意見がいろいろな部分が出てきて、そこで強い意見に引っ張られると、そういう形になってきますので、先ほどの答弁、後段でも申し上げました。地域の実情に応じて地域との懇談会、これは小さい範囲でのという部分のイメージした中で、全体的に協議するという全町民が集まってという形ではなくて、いろいろなきめ細かな地区ごとの状況等も必要に応じては聞いていかなければならないと、そのように考えているところでございます。

それと、傍聴の関係、情報公開、共有の部分と通じるところでございますが、ホームページで公開という形でございますけれども、そうしたらホームページ、お年寄りはどうだという部分もございます。この協議会だけではございませんけれども、そういった中では今後のそれは検討課題になってきますけれども、もちろんホームページには公開しますけれども、例えば月初めに出るときに今月の会議はこういうのがありますよとか、そういう部分の周知ができないかどうか。決裁の時期だとかいろいろな部分で招集案内等を含めて難しい部分はあろうかと思っておりますけれども、そういった部分も検討もしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

それと、事業の優先順位等のお話もございました。おっしゃるとおり、私どももこういった中でいろいろな要望しているのにこちらだけがだとか、いろいろな話がございまして。財政的に非常に裕福なときは、あれもこれもということではできま

した。今はそういった状況でももちろんございませんし、もう少し前ではことしできなくても来年できるとか、そういう形の部分もございましたけれども、今は必要でないもの、必要でないと言ったら失礼なのですけれども、また来年になっても優先順位が下だという部分もございますし、そういった中ではそれら含めて優先順位をしっかりと、そしてまたそれがしっかり答弁できるような、誰に対してもこうこうだから、例えば道路の舗装でもこの舗装がここのですよと、あなたのところの区会の舗装は後回しになっていますよ、こういう理由ですと、そのあたり含めてしっかりと説明できる。今もそういう形でやっていますけれども、そういった中ではそのあたりの部分もしっかりとしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

また、優先すべき部分、敬老パス等の一括の答弁になりましたけれども、思いとしては議員は高齢者、さらには敬老パス等に続けてという部分の思いの中での質問だというふうに思っていますが、先ほども答弁させていただきました。私ども今回この計画策定に当たっては、もちろん高齢者等の交通弱者の部分もございますけれども、やはり通勤、通学等々を含めて、今の段階では全体的な部分という形で考えさせて、そういった中での協議、特にここという形ではないという部分をご理解願いたいと思いますし、敬老パス等の部分につきましては、それら今後の課題であるというふうに思っているところでございます。

それと、全体的な部分でございますが、後志の今協議会の設置の部分でございますが、7つの小樽、ニセコ、喜茂別、倶知安、共和、岩内、仁木という中での協議会を設置済みの部分、そしてまた設置中の部分とございまして、その中で計画策定したのが7つのうち2つという部分で、今年度余市町を含めて3つが策定予定という形になってございます。そういった中では、他の市町村の状

況等もしっかりと見きわめながら、私どものこの計画策定に邁進してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中井寿夫君） 大物議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時49分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

発言順位5番、議席番号13番、安久議員の発言を許します。

○13番（安久莊一郎君） 平成30年第2回定例会における一般質問を行います。

学校における働き方の見直しについて。過労死が世界で通用するほど日本の長時間勤務は異常です。NHK記者だった長女を過労死で失った母親は、私たちと同じ苦しみを背負う人をふやしたくないと過労死の悲惨さを訴えています。

教職員の実態も深刻です。文部科学省の教員勤務実態調査2016年で、10年前の調査に比べ勤務時間が伸びているという衝撃的な結果が発表されました。2006年の教員勤務実態調査によって教員の多忙化解消が国の課題となり、文部科学省通知が出され、全国各地の教育委員会が学校現場の負担軽減に取り組んでの結果だからです。文部科学大臣は、教員の長時間勤務について看過できない深刻な状況にあると中央教育審議会に諮問し、昨年12月に新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について中間まとめが公表され、ことし2月9日、文部科学省は学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理に係る取組の徹底についてを全国の教育委員会に通知し

ました。この通知では、学校におけるこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で教師の専門性を生かしつつ、授業やその準備に集中できる時間、教師みずからが専門性を高めるための研修の時間や児童生徒と向き合うための時間を十分確保し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることでみずからの人間性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるように求めており、その取り組みについて以下質問します。

1、2016年教員勤務実態調査の結果により、教員の長時間勤務の是正が政府の方針となったが、余市町での勤務実態はどのようなになっているか。

2、余市町での小学校教員の平均1日当たりの授業時数は、標準授業時間数や全国平均に比べてどのような状況なのか。

3、国の教員定数算定の考え方では、1時間の授業に1時間程度は準備が必要となっている。全国平均の授業時間に授業準備の時間を加えると定められた勤務時間を超えることから、教員1人当たりの授業時間数を減らすことが必要ではないのか。

4、学校における働き方改革は、押しつけではなく、基本的には各学校の主体性を大事にしながら行わなければならないと考えており、教職員間で業務のあり方、見直しについて話し合う必要があると考えるが、見解を伺う。

5、新しい業務をふやす際には既存の業務との調整や義務づけの必要性を検証し、必要な環境整備等を行うべきではないか。

6、必要性が乏しく、慣習的に行われていた業務について教育委員会の判断で廃止できないか。

7、教育委員会の行う研修は、内容が重複した研修となっていないか。研修の報告等については、参加者に過度の負担を避けるべきではないのか。

8、学校での研究事業が内容よりも手段に重きが置かれがちになっていないか。研究成果に比べ、

教師の負担が重過ぎないか。

○教育長(佐々木 隆君) 13番、安久議員のご質問に答弁申し上げます。

1点目の教職員の勤務実態についてでございますが、現時点において町内小中学校における勤務時間の把握は困難な状況ではございますが、厚生労働省により示されている勤務時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインにもございますように、使用者が始業、終業時刻を確認し、適正に記録することとされていることから、他市町村の状況を調査研究し、勤務時間を把握できるシステムの構築について検討してまいります。

2点目の本町における小学校教員の平日1日当たりの授業時間数についてでございますが、現在把握はしてございません。

3点目の教員1人当たりの授業時間数を減らすことについてでございますが、1人当たりの授業時間数を減らすためには、各学校における教職員定数の見直しとさまざまな業務改善等に取り組むことが重要であると考えます。

4点目の教職員間で業務のあり方や見直しについて話し合う必要性についてでございますが、職員会議や学年部会、教務部等の各部会において業務改善に向けた取り組みについての話し合いを行っているところでありますが、今後なお一層教職員間の意識の共有を図りながら、働き方の見直しを進める必要があると考えております。

5点目の新しい業務をふやす際の必要な環境整備等を行うことについてでございますが、新しい業務をふやすことを検討する際には、ICTの活用を図るなど既存の業務との調整、精選を図っていかねばならないと考えております。

6点目の慣習的に行われてきた業務の見直しについてでございますが、これら業務の必要性や内容について検証を行い、縮小や廃止に向けた検討をしてまいります。

7点目の研修の内容についてでございますが、北海道教育委員会が計画する教育基本法及び教育公務員特例法などの関係法令に基づき実施される教員研修に参加しているところでございます。研修の報告に関しても過度の負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図ってまいります。

8点目の学校における研究事業の教師への負担についてでございますが、これら研究事業は各学校において年次計画を立てて行われるものであり、教職員の授業力の向上につながるものと認識しているところでありますので、ご理解を願います。

○13番（安久莊一郎君） まず、教員の勤務実態についての調査、これがまだ行われていないということについてから質問したいと思います。

私もちょうど1年前、この場所でこの問題について取り上げましたけれども、その間具体的にまだ進んでいないということが非常に残念だと思います。国のほうも非常に教員の長時間勤務については危機感を持ってしまして、社会的に問題になったのは1990年代からですけれども、さきの2006年に勤務実態調査が全国で行われまして、ちょうど今回10年後に2016年にまた実態調査が行われて、2006年のときになぜ実態調査が行われたかという、それまでそういう実態調査は各現場というか、地方のほうでつかんでくればいいのかというようなことで全国調査を行っていなかったのですけれども、ますます実態が文部科学省のいろいろ調査によってもこれは超過勤務がひどい状態になっているということがわかってきてまして、文部科学省も検討して、実際に2006年に始まっているわけです。それで、そこから国としても今回の2016年の調査結果を受けて、2006年から比べても超過勤務がふえていると。いろいろ取り組みをやったのだけれども、それが全然解消されないばかりか逆にふえているということで危機感を持って、全国調査やったわけです。ですから、そのた

めにも余市町としても、全国の調査に余市町は含まれていなかったわけですから、余市町としても何らかの独自の方法、全国調査をいろいろ研究されて、その取り組みから学んでやっていくということが非常に求められているのではないかと思います。実態がわからなければ対策も打てないわけですから、まずそのところを私はやるべきではないかと思うわけです。中教審の中間まとめなどでも業務改善を進めていく基礎として、全ての教職員の勤務時間を把握することと言われているわけです。そして、それに基づいて中教審の緊急提言もありますし、それから文科省からの提起も出ているわけですから、ぜひそのところやるべきだと思いますので、再度今具体的に取り組みが教育委員会として進んでいない部分をどれだけ早めていくかということでもまずお聞きしたいと思います。

そして、勤務時間の管理の問題についても中間まとめでこのように言っております。勤務時間管理は、労働法制上校長や教育委員会等に求められている責務であると。業務改善を進めていく基礎としても、適切な手段により把握することが不可欠であると。そして、調べる場合、自己申告方式でなく、校務支援システムやタイムカードなどで客観的に把握すると、こう言っています。実際にもうタイムカードでやっている学校も全国的にはあるわけです。ですから、そういうことも踏まえてぜひ実態調査、きちんと調べて、そして対策を打っていただきたいと思います。

それから、先ほどの標準授業時間数の問題ですけれども、やはり中教審の中間まとめで一部には標準時間数を大きく上回って計画している例が見られると。小学校5年で980こま、これが現在の標準授業時間数ですけれども、その980こまの計画が28.5%だと。さらにふえて、1,086こま以上やっているところが20.1%という結果もあります。ですから、やっぱり授業時数がふえているところがあ

るわけですから、余市の場合も具体的にどうなっているかと。授業時数がふえれば、当然これは教師の負担増となりますので、授業がやっぱり生命です。それが非常に過剰負担になっていないかどうか、それをぜひ調べて、対策をとってもらいたいと思います。

それから、3つ目の授業時間と、それから授業準備の問題です。そこにも私言いましたように1時間の授業をやる場合、1時間程度の授業準備が必要であると。これは、文科省で国会答弁で明らかになっているわけですから。今回の2016年の教員の勤務実態調査から見ますと、小学校で4時間25分が授業の時間数になっております。それと同じ時間数の授業準備を入れれば、さらに4時間25分、合わせれば8時間50分になってしまうのです。だから、この授業と授業準備だけで8時間50分ということは、教員の勤務時間7時間45分をもうこれでオーバーしてしまうわけです。ですから、ここをやっぱり考えなくてはいけないのではないかと思います。

全日本教職員組合というところがありまして、そこでは提言出していますけれども、この実態を見て、7時間45分の勤務時間内で授業と授業準備、それからその他の業務がおさまるためにはどうしたらいいかという、授業を例えば3時間、持ち時間、平日の1日の授業時間を3時間にして、そうしたら授業準備も3時間、これで6時間になります。残り1時間45分になりますから、そこでその他の部分をやると。こうすれば長時間勤務をしなくても済むということになりますので、それで当然そうするためには教員定数をふやさなくてはなりません。ですから、そこも考えていって、授業に本当に集中して教員が働けるというところをぜひ考えるべきだと思いますけれども、これについても伺いたいと思います。

あと、その中間まとめ、私が質問したところは、その中間まとめで既に指摘されているところなの

です。ですから、それに従って教育委員会もこれからいろいろ取り組みを進められると思いますけれども、先ほど言いましたようにこれから各学校における働き方改革、これをやっていくわけですが、それは押しつけではなくて、各学校の主体性、これを大事にしなくてはいけないと思いますから、そのためには教育委員会のほうもちゃんと教職員間で業務のあり方、見直しについて話し合う機会を設けること、これが非常に有効であると中教審の中間まとめにも出ていますから、そこをどういうふうにやっていくかと。有効な取り組み、やっぱり業務のあり方、それから見直しというのは教職員全体の問題としてそこで話し合っ決めていくと。一方的にどこかから指示をしてやるのでは絶対だめだと思うのです。ですから、そこも大事にしてもらいたいと思います。

それからあと、私は研修の問題が非常に大きいと思うのです。私自身も現場で研修、研修といったら本当に教師の命というのですか、自分がいろいろ学んで、それが子供に返っていくというところで大事なところなのですから、本来教員の研修というのは法令上でも研究と人間的な修養、これで研修と言われているのですけれども、これは行政効率を上げるという一般公務員の研修とは異なっているわけです。だから、そこをきちんと押さえていくということで7番目と8番目の質問をいたしたのですけれども、道教委とか行政機関の、それから各種教育機関の研修が行われていますけれども、やっぱり重複したものもあると思うのです。そこをちゃんと整理、精選を図っていくということが非常に必要だと思います。

それから、先ほど教育長は、研修報告等についても負担にならないように簡素化していくということでありましてけれども、まず研修、選ぶ研修、どの研修に行くかというのも重複がないようにきちんと精選していくということが大事だし、先ほど教育長が言われたように過度の負担にならない

ような簡素化、これもぜひやっていただきたいと思います。

それから、学校の研究、それも全く同じだと思うのです。教育委員会のほうから学校指定でいろいろな先導的な研究とかというのは出されていると思うのですけれども、そういうものだから、ほかに教育委員会の学校指定以外に学習研究会が割り当てということもあると思います。だから、そういうときにその研究自体が意義が大きいかどうかを調べて、そして校長は若手人材の育成ということでその研究やるだとか、教師の意識改革を狙ってやるだとかということではなくて、そういうのは研究を手段に置いているので、そうではなくて本当にその研究内容が教師の中身とマッチして、要求とマッチしてやるべき、そういうことでぜひ配慮した事業になるように教育委員会から各学校への指導、これが必要だと思うのですけれども、それについてもお答え願いたいと思います。

○教育長（佐々木 隆君） 13番、安久議員からの再度の質問に答弁申し上げます。

まず、1点目の勤務の実態等でございます。長時間勤務にならないためにという部分でございますけれども、今議員がおっしゃったように国のほうで働き方改革、その中間取りまとめ、そして2月に文科省からの通知で、それに伴って北海道のほうでも働き方改革のアクションプラン、こういったものを今つくりまして、道内各市町村、そのアクションプランに沿った形でそれぞれ市町村ごとの同様にガイドライン的なものをつくって、各学校に示す今準備をしているところでございます。そういった中で、従来教員の勤務時間の把握というものはしていなかったところもございまして、今国のほうから示された部分については、やはりそこは管理職として何らかの形で勤務時間数を把握する手だてを講じなさいという形になっておりますので、道内のどの町村もその把握の仕方といいますか、先ほどおっしゃられたよう

にタイムカードやICカード集計システム、いろいろな部分を使った中で教員がどの程度勤務しているかという実態を把握するように、当年度中にですが、そういった方向でいろいろと検討を重ねて取り組みたいというふうに思っております。

ただ、今のところ4%の超過勤務手当の上乗せという部分もございまして、それがあからそうといった把握もしてこなかったのかなという部分も確かにございます。そういったものをなくして、長時間の勤務というのは実態としては明らかになっておりますので、その策に向けていろいろと検討していきたいと思います。

あと、標準授業時間の把握でございます。小学校におきましては、当然担任がいて、それぞれの時数というのは学習指導要領等で決められておりますので、議員おっしゃるように1コマの授業を行うための準備として1時間程度を要するという、過去の答弁かと思っておりますけれども、直近で平成28年の調査で大体1日の授業で準備する時間というのは平均小学校で1時間十何分でしたか、中学校で1時間二十何分という部分がございます。恐らく長時間労働になっている実態とすれば、確かに授業時間の準備するためのいろいろな勉強だとか、それ以外の他のいろいろな業務がございまして、そういったものを含めた中で勤務時間7時間45分ですか、そこを超過して、そのような形になっているのかなというふうに思います。そういった部分もいろいろ答弁もしましたけれども、業務改善、数えればたくさんあるのですけれども、そういったものをいろいろと見直ししながら、勤務時間の縮減に努めていきたいと思っております。

それと、働き方改革を進める上で教員との話し合いといいますか、勤務時間を超えて何かをお願いするという部分でなくて、今の実態として勤務時間を超過したものをいかにしてそこを縮小、縮減していくかという、そういった部分でございますので、これはどんどん学校側も校長、教頭等も

含めていろいろと話し合いをしながら、何が大切なのか、何を削減できるのかどうか、そういったものも学校内においていろいろと協議も進めておりますし、私どもと校長会、そして教頭会、そういった部分でもいろいろとそういった議論をさせていただいているところでございます。

あと、研修の部分でございます。さまざまな研修、指導力の向上だとかそういったものは当然大事なことでもありますので、模範授業だとか、あるいは道教委が主催する初任者、中堅職員、管理職の研修、いろいろなメニューがございますけれども、それは必要に応じて研修を行っていただいているところでございます。その研修のあり方もいろいろと学校現場とも協議をしながら検討してまいりたいと考えてございます。

○13番（安久莊一郎君） 勤務実態調査、これに取り組まれるということ、ぜひ正確な、先ほど私言いましたけれども、いろいろ全国でやっている調査は非常に有効ではないかと思っておりますので、そういうものを参考にされて、ぜひやっていただきたいと思えます。

あと、4%の特殊勤務手当というのですか、そのものについては、大体4%というのは勤務時間でどれぐらいかという1時間何ぼなのです。実際に長時間勤務の実態は、もっとそれより多いわけですから、これはもっと検討していかなくてはいけない問題ではないかと思えます。

それから、私が言いました働き方というのは、業務の改善について各学校で見直すべきだということに、まず各学校の主体性を大事にすること、それから学校内では教職員がきちんと話し合う、そういう場所でいろいろ勤務実態を出し合いながら、それを削ってしまったらまた困ることもあると思うのです。だけれども、それをある人のほうに集中して業務が重なっていたら、これまた大変なことですから、そういうのをお互いに出し合っとうまくバランスをとる、調整していくというの

が大事だということで先ほど言いましたので、その趣旨でぜひやっていただきたいと思えます。

それから、研修というのは教員にとって非常に大事なもので、先ほど私紹介しましたように研究と人間的な修養というのが研修なのです。だから、これは一人一人の教師、これがそういう研究と人間的修養をやるわけですから、その人がこういう研究をしたいと、これが一番だと思うのです。だから、そこを大事にしていく、そういう研修であるべきですから、そういうことを徹底して教育委員会からも各学校に通知していくというのですか、そういうことを趣旨を伝えていく、これが大事だということと言ったわけですから、ぜひそのところ、本当にこの研修と研究というのですか、これは教師の生命だし、すぐそれが授業とか生活指導のほうに子供たちにはね返ってくる問題ですから、そこは大事に考えていただきたいと思えます。

○教育長（佐々木 隆君） 安久議員の再度のご質問に答弁申し上げます。

ご指摘のように、今働き方改革でさまざまな取り組みといいますか、検証をしなければならない項目というのはたくさんございます。例えば中学生は部活動の問題一つ、それから定時退勤日月2回設けるだとか、学校閉庁日を少しふやすだとか、あるいは例えば他団体から要請のあるいろいろな事業を精選をして取りやめるだとか、子供たちに過度の負担にならないように、そういった部分をいろいろと検討して、そしてそこで時間をつくって、教職員の勤務時間の縮減に取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、職員の研修のあり方ですけれども、たくさんのいろいろな研修がございますけれども、どれも必要なものだと思いますけれども、その中で教員の資質に合うような、あるいは必ず受けなければならないものだとか、そういったものは学校のほうとも協議をしながら、担当教員、学校長、

教頭、そういった部分でいろいろとお話をしながら、指導力の向上に向けて研修を進めていただきたいなど、こんなふうに思っております。

○議長（中井寿夫君） 安久議員の発言が終わりました。

これを持って一般質問を終結いたします。

各会派代表者会議、諸会議の開催、さらに昼食を含め、午後1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午後1時30分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第2、議案第1号 平成30年度余市町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（嶋 保君） ただいま上程されました議案第1号 平成30年度余市町一般会計補正予算（第3号）について、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算につきましては、平成29年度の歳入歳出確定に伴い、平成30年度への繰越金が1億5,078万5,886円と確定したことから、法令に基づく財政調整基金への積立金と地方創生推進交付金の平成30年度交付決定通知を受けたことに伴うワインツーリズムプロジェクト実施事業の関連経費の追加及び生涯活躍のまち形成事業調査委託料の計上、さらには八幡山遺跡埋蔵文化財発掘調査事業の関連経費の補正計上を行ったものであります。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う積立金の補正計上を行ったものであります。

農林水産業費におきましては、交付対象者の追

加に伴う農業次世代人材投資資金交付金の増額補正計上を行ったものであります。

土木費におきましては、北海道信用金庫が保有しておりました保留地管理法人株の一部を購入するための出資金の補正計上を行ったものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国、道支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金に求めて、歳出との均衡を図ったものであります。

この結果、今回の補正予算額1億2,747万4,000円を既定予算に追加した予算総額は87億6,904万円と相なった次第であります。

以上、今回ご提案いたしました補正予算（第3号）について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（高橋伸明君） 議案第1号 平成30年度余市町一般会計補正予算（第3号）。

平成30年度余市町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,747万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億6,904万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月19日提出、余市町長、嶋 保。

歳出からご説明申し上げます。3ページをお開き願います。下段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額8,013万2,000円、25節積立金8,013万2,000円につきましては、決算剰余金のうち法令に基づく財政調整基金積立金7,600万円、寄附による余市町ふ

るさと応援寄附金基金積立金406万5,000円、図書整備基金積立金6万7,000円の計上でございます。

14目地方創生推進交付金事業費、補正額1,620万円、11節需用費30万円、13節委託料1,200万円、19節負担金補助及び交付金390万円につきましては、事業採択によるワインツーリズムプロジェクト実施事業及び生涯活躍のまち形成事業の関係経費の追加計上でございます。

次のページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額150万円、19節負担金補助及び交付金150万円につきましては、対象者の増に伴う農業次世代人材投資資金交付金の増額計上でございます。

8款土木費、5項都市計画費、5目保留地管理法人費、補正額45万円、24節投資及び出資金45万円につきましては、保留地管理法人出資金の補正計上でございます。

10款教育費、4項社会教育費、8目埋蔵文化財発掘調査費、補正額2,919万2,000円、11節需用費11万円、13節委託料2,894万4,000円、14節使用料及び賃借料13万8,000円につきましては、八幡山遺跡埋蔵文化財発掘調査に係る関係経費の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。中段でございます。2、歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額810万円、1節総務費国庫補助金810万円につきましては、事業採択による地方創生推進交付金の計上でございます。

14款国庫支出金、3項委託金、4目教育費委託金、補正額2,919万2,000円、1節社会教育費委託金2,919万2,000円につきましては、埋蔵文化財発掘調査に係る委託金の補正計上でございます。

15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、補正額150万円、1節農業費道補助金150万円につきましては、歳出における農業次世代人材投資資金交付金の増額に伴う補助金の計上で

ございます。

17款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額406万5,000円、1節総務費寄附金406万5,000円につきましては、166名の方々からの余市町ふるさと応援寄附金でございます。

3目教育費寄附金、補正額6万7,000円、1節教育費寄附金6万7,000円につきましては、余市町叙勲者清風会様より図書館図書購入寄附金でございます。いずれも寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

18款繰入金、6項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額810万円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金810万円につきましては、歳出における地方創生推進交付金事業への繰り入れの計上でございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額7,645万円、1節繰越金7,645万円につきましては、必要となる一般財源の追加計上でございます。

以上、議案第1号の提案理由につきましてご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○8番（吉田浩一君） 大きく2点ほどお伺いします。

まず、1点目です。4ページの埋蔵文化財発掘のところなのですが、具体的にどの辺を今回発掘しようとしているのか、その点お願いいたします。

2点目です。同じく4ページなのですが、保留地管理法人出資金45万円についてなのですが、先ほどの説明では、町長の説明も北海道信金の出資金ということだったので、これは北海道信金というか、北海信用金庫のとき

に出資をしているのです、このところに。出資をもらっていると。北海信用金庫当時は、まず何株持っていたのですか。何株持っていて、その45万円がどういう流れでいくのですか。これがちょっとわからない。つまり現北海道信金に45万円が行くのか、それとも管理法人のほうに45万円が行くのか、まずこの点を教えていただきたいと思いません。

○社会教育課長（奈良 論君） 8番、吉田議員のご質問にご答弁申し上げます。

本発掘調査の場所につきましては、道道登停車場線と町道黒川栄町山手線、通称フルーツ街道の交差点より農道離着陸場北口の入り口へ向かいまして150メートルほど先左側が今回の発掘調査場所でございます。

○まちづくり計画課長（千葉雅樹君） 8番、吉田議員の質問にお答えします。

まず、株の関係でございますけれども、北海信用金庫時代に19株を北海信金さんのほうに保有していただいております。その後合併で北海道信金さんのほうに19株を引き継いでもらっております。

また、株の流れでございますけれども、これにつきましては北海道信金と余市町のほうで株式の譲渡契約を結びまして、北海道信金から9株45万円分を取得し、北海道信金さんのほうに代金を支払うということになっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○8番（吉田浩一君） なぜ9株を余市町が持たなければならないのか。恐らく出資法か何かの関係でそういうふうになるのだと思うのだけれども、北海信用金庫時代より北海道信用金庫のほうの方が分母が大きくなったはずなのです。なぜゆえ余市町が買わなければならないのか。余市町が肩がわりしなければならないのかというのがわからない。だから、その辺まず1点答えてください。

今の答弁では、余市町が北海道信金に払うとい

うことです、直接。法的に問題ないのですか。株の譲渡ということなのだけれども、第三セクターといえども一応株式というふうに独立しているのであれば、新たに余市町が取得するのであれば、振り込みはあくまでもまほろばのほうでないのかなと思うのです。まほろばのほうに45万円北海道信金が返金していただきたいというのが正しい筋ではないのかなと思うのだけれども、この辺は法的に問題ないのかどうか、この辺はいかがでしょうか。

○まちづくり計画課長（千葉雅樹君） 8番、吉田議員の再度の質問にお答えいたします。

まず、なぜ余市町が取得しなければならないかという部分でございますけれども、これにつきましては北海信用金庫がことし1月に3行で合併をいたしまして、北海道信用金庫となっております。北海道信用金庫のほうで内部の出資法人の整理を行ったところ、まほろば宅地管理公社の株が19株、保有率にしまして19%となっているということでございまして、ほかの出資法人が全て10%以下ということでございまして、その分9株分をほかの出資法人と同列にしたいということで公社のほうに引き受けをお願いしたいということで依頼がございました。公社のほうとしましては、先月開催されました取締役会におきまして内部のほうで協議をさせていただいておりますけれども、公社の意向としましては、大株主でございます余市町のほうに引き受けさせていただきたいということもございまして、余市町といたしましても公社設立時に出資をお願いした経過もございしますので、株主のほうにこれ以上負担をかけるのも本意でないもので、町として引き受けたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

また、株の譲渡の法的な問題でございますけれども、これは会社の定款、まほろば宅地管理公社定款に株式の譲渡制限というものがございますので、その中で株の取得につきましては、株主同士の場合は取締役会に諮らなくても売買できるとい

うことになっておりますので、法的に問題ないものと考えておりますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願ひいたします。

○8番（吉田浩一君） 出資率が19%で、他のところは10%以下だったよということなのです。それは、北海信用金庫時代の話でしょう。だから、さっきも言ったように北海信用金庫より今は北海道信用金庫になったのであれば分母が大きくなったのだから、そこがわからないのです。これは、あくまでも北海信用金庫の余市支店の中だというのだったらわかります。だから、その部分が分母が大きくなったのになぜそうなのだというのが率直にそれがまず疑問が1点ある。

株主同士であればいいということなのだけれども、それは会社の定款によるということなのだけれども、そういう答弁でしたけれども、だからそれが法的に問題がないのかということなのです。あくまでもそれは定款上でしょう。定款上であって、法的に問題ないのかいと聞いているのですから。だから、法的に問題がないというのであれば、法的に問題がないと明確に答えてほしいし、なおかつなぜ今回農協……余市町なのかと。民間の出資者さんのところ何ぼかはあったはずですよ。ほかにもありますよね。今ちょっと口滑って農協と言ってしまったのだけれども。そうしたら、そういうところにもお願ひしたという経過はあるのでしょうか。断られたので、最終的に余市町が全部責任をとらざるを得ないということだったら、これはこれでわかりますけれども、その辺はどのように話し合われたのか、再度その経過もあわせてお尋ねいたします。

○まちづくり計画課長（千葉雅樹君） 8番、吉田議員の再度のご質問にお答えいたします。

まず、分母の関係でございますけれども、分母につきましては、これはまほろば宅地管理公社の発行している株式数、現在100となっておりますけれども、100のうちの19を保有しているということ

でございます、それで19%ということになっております。つまり合併をしてもその分母のほうは変わりませんので、北海道信金さんになりまして19%ということでございます。

あと、法的な問題につきましてなのですが、これは会社の定款上に株式の譲渡制限ということであわせていただいておりますけれども、定款自体を会社法にのっとり作成しておりますので、会社法上も法律的には問題ないものと考えております。

あと、民間のほかの機関に株式の関係をお願いした経過があるのかということでございますけれども、これにつきましては公社で取締役会を開いた前段といたしまして、先ほどちょっとお名前が出ましたけれども、余市農協さんのほうにも伺っております。余市農協さんのほうといたしましては、今現在13株を保有いただいておりますけれども、信金さんの19株のうち9株を引き受けるとなれば22株ということになります。北海道信金さんが10株となりますので、約2倍の保有率になるということでございます、信金さんと農協さんに公社のほうに融資をいただいておりますけれども、当時株式を購入していただいた経過といたしまして融資比率に応じて株式を購入していただいている経過もございまして、融資比率は北海道信金さんが2、あと余市農協さんが1となっておりますので、この融資比率と出資比率が逆転してしまうという現象になりますので、この辺はどうしても理解がもらえないということでお断りの返事をいただいております。

あと、ほかの旧区画整理組合の役員の方の部分につきましてもお話をしたのですが、高齢ということもありますし、所得も制限されているということで、9株45万円というお金はかなりの負担になるので、町にお願ひしたいという経過もございまして、そういうのを踏まえまして町で受けるというような考えをしたわけでございます

で、ご理解を賜ればと思います。よろしく願いいたします。

○14番（大物 翔君） 私のほうからは、2ページの14款の埋蔵文化財の話なのですが、やること自体は何も問題ないのですが、掘って何か出土品が出てきた場合、どこかに多分保管しなければいけないと思うのですが、その保管というのはどこで行おうというふうに今のところ考えていて、その保管したものを最終的に展示するなり、そういったことの方向性というのは何か考えていらっしゃるのかなということが今もしあれば教えてください。

○社会教育課長（奈良 論君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

本発掘調査につきましては、本年度30年、31年と2カ年の計画でございます。2カ年の計画をもちまして出ました遺物等の埋文につきましては、一時保管をいたしまして、その中で展示物、または一時保管ということの中で整理をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○14番（大物 翔君） 保管場所はどこを考えているのでしょうか。その辺をもう一回お願いします。

○社会教育課長（奈良 論君） 現在保管場所と想定しているところは、柴町の旧小学校跡地のところで保管するということでございます。

○14番（大物 翔君） 1年だったか2年ぐらい前に、今の高速の出口あたりで発掘をやったときの文化財もそこにあるのだよという話を何かの機会に伺ったのですが、そのとき発掘したのも多分そのまま今でもその場所に残ってしまっているのだろうなと思うのですが、それらも含めてずっとしまいつ放しというのも何だかもったいない話なので、その辺引き続き検討いただけたらと思います。

○11番（白川栄美子君） 今の発掘に関連して、

30年、31年と2カ年計画でやると今おっしゃってました。30年度は、何月から始めようとされているのか。それと、募集人数や、それから日程、その工程がわかれば教えてください。

○社会教育課長（奈良 論君） 11番、白川議員のご質問にご答弁申し上げます。

本発掘調査に関しましては、9月から10月の2カ月を予定してございます。募集人数につきましては、調査員を1名、技術測量員を1名、作業員5名、うち1名を後の作業整理員として募集する予定となっておりますので、お願いします。

○16番（藤野博三君） 地方創生推進交付金の件で、この中の生涯活躍のまち形成事業の調査委託料なのですが、総務文教常任委員会でも報告があったのですが、金額の絡むことなのでということで、きょう改めて確認をさせていただきます。

これは、多分地方創生計画を余市でもつくって、国にそれが承認されて、そして簡単に言えばCCRの移住、定住に関する調査だと思っております。この調査そのものはどのような形で行われるのか。また、これを外注に出して、例えば専門のコンサルか何かに頼むのか。余市町自体でやるということは難しいかもしれないけれども、その辺の流れがどうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○企画政策課長（笹山浩一君） 16番、藤野議員からの生涯活躍のまち形成事業の関係につきまして私のほうからご答弁申し上げます。

こちらのほうにつきましては、先日所管の委員会のほうにもご報告させていただいておりますが、移住地のニーズ調査業務、それと移住者へのサービス等調査業務ということで予定してございます。こちらの調査業務におきましては、一応業者のほうに委託発注をするということで考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○16番（藤野博三君） これは、調査を行うとい

うことは余市で行うのではないわけですよ。町外で調査を行うということでしょう。それであれば場所としてはどこで、例えば東京圏で行うとか関西圏でやるのだとか、その辺のこともご答弁願いたいと思います。

○企画政策課長（笹山浩一君） 16番、藤野議員からの再度のご質問にご答弁申し上げます。

調査の対象でございますが、これは首都圏、それと東京ですとか大阪、そして札幌圏ということで予定はしてございますが、こちらのほうにつきましては首都圏もどちらのほうにターゲットを絞るかというのも一応委託業者のほうと協議をいたしまして、またどういった調査が効率的かという部分も含めまして、コンサルのほうとも協議して進めたいと考えてございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成30年度余市町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決され

ました。

○議長（中井寿夫君） 日程第3、議案第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○高齢者福祉課長（増田豊実君） ただいま上程されました議案第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算につきましては、平成29年度の歳入歳出確定に伴い、平成30年度への繰越金が確定したことから、介護保険特別会計の今後の財政需要に対応するため、介護給付費準備基金への積み立てを行うものであります。

なお、歳入につきましては、繰越金に財源を求め、歳入歳出の均衡を図ったところであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度余市町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,830万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,935万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月19日提出、余市町長、嶋 保。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、2ページをごらんいただきたいと存じます。中段でございます。3、歳出、5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額2,830万円、25節積立金2,830万円につきましては、繰越金のうち平成30年度中において支出が見込まれる国庫、道負担金の返還金と必要額を差し

引いた残額について介護給付費準備基金への積み立てを行うものであります。

次に、歳入についてご説明を申し上げますので、上段をごらん願います。2、歳入、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額2,830万円、1節繰越金2,830万円につきましては、繰越金の追加計上でございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第4、議案第3号 余市町税条例等の一部を改正する条例案を議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

○税務課長（紺谷友之君） ただいま上程されました議案第3号 余市町税条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

地方税法の一部改正により、生産性向上特別措置法に基づき中小企業者等の労働生産性の向上を図るための設備投資に係る固定資産税の特例措置が創設されたことに伴い、本町税条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、中小事業者等が生産性向上のために行う新たな設備投資を後押しするため、生産性向上特別措置法の規定により市区長村が策定する導入促進基本計画に基づき行われた中小企業者等の一定の設備投資について当該償却資産に対する固定資産税の課税標準額に乗ずる特例割合をゼロから2分の1以下の範囲において市町村が条例で定めるものとされており、これをゼロと規定するものでございます。

なお、本特例措置の適用期間につきましては、平成33年3月31日までに取得したものに対し、新たに課税となる年度から3年間となります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 余市町税条例等の一部を改正する条例案。

余市町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年6月19日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。余市町税条例等の一部を改正する条例。

（余市町税条例の一部改正）

第1条 余市町税条例（昭和37年余市町条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第26項を同条第27項とし、同条第25項の次に次の1項を加える。

26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条

例で定める割合は零とする。

(余市町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 余市町税条例等の一部を改正する条例(平成30年余市町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中余市町税条例附則第10条の2の改正規定を次のように改める。

附則第10条の2第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

これにつきましては、地方税法改正に伴う引用条項の修正を行うものでございます。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の余市町税条例附則第10条の2の規定は、平成30年6月6日から適用する。

以上、議案第3号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧いただきたく存じます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 余市町税条例等の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明21日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 2時08分

上記会議録は、枝村書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 10番 野 崎 奎 一

余市町議会議員 12番 庄 巖 龍

余市町議会議員 13番 安 久 莊 一 郎